

○京都地域未来創造センター規程

(平成29年京都府立大学規程第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号。以下「学則」という。）第10条の規定により、京都府立大学京都地域未来創造センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、京都府の知の拠点として、府民、NPO、行政、企業等と連携して教育・研究を推進し、その成果を広く府民や社会に還元し、地域の文化及び産業の振興並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 センターは次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 京都府内の重要課題に係る調査研究・政策研究に関すること
- (2) 地域社会の諸活動に対する専門的な支援に関すること
- (3) 行政、民間等との共同研究及び受託研究等に関すること
- (4) 行政職員等の政策立案能力等の向上に関すること
- (5) 地域創生人材の育成に関すること
- (6) 研究の推進及び府民等への研究成果の還元に関すること
- (7) 学生の地域活動の支援に関すること
- (8) 生涯学習事業の企画立案及び実施に関すること
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長 2名以内
 - (3) 統括マネージャー
 - (4) 文学部、公共政策学部から選出された各1名及び生命環境科学研究科から選出された2名の教員（以下「連携推進員」という。）
- 2 センター長は、センターの業務を総括する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 連携推進員は、センターの企画運営に当たるほか各学部、研究科との連絡・調整を行う。
- 5 センターに特任教員を置くことができる。その選考は第7条に定める推進会議において行うものとする。
- 6 その他、センター長は学長の下命を得て、必要と認めた者を置くことができる。
- 7 第1項第2号から第4号までの者は、学長が任命する。

(任期)

第5条 第4条第1項第1号から第5号までに定める者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議)

第6条 センターの運営及び業務の推進に関する事項を協議するため、センター長は推進会議を開催するものとする。

2 推進会議は第4条第1項第1号から第4号までに掲げる者をもって構成し、センター長が必要と認めるときは、それ以外の者を参加させることができる。

(連絡調整会議)

第7条 第3条の所管事項のうち、京都府との連携が必要な事項について情報を収集・整理し、意思疎通を図るため、必要に応じて、連絡調整会議を開催する。

2 連絡調整会議に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。